

令和6年5月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第10528号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月14日

判 決

5 大阪市城東区新喜多1丁目2-7-2401

原 告 田 畑 均

(以下「原告田畑」という。)

大阪府吹田市南吹田5丁目18-14-403

原 告 日 景 太

10 (以下「原告日景」という。)

大阪府松原市河合2丁目6-6

原 告 南 木 隆 治

(以下「原告南木」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 大 濱 良 輔

15 同 仲 林 茂 樹

同 尾 崎 幸 廣

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 小 泉 龍 司

20 同 指 定 代 理 人 塚 上 公 裕

同 大 石 一 平

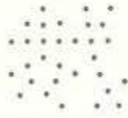
同 降 旗 沙 哉 佳

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

25 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由



第1 請求

被告は、原告らに対し、それぞれ110万円及びこれに対する令和3年4月20日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

5 本件は、原告らが、大阪高等裁判所に係属していた民事訴訟事件の口頭弁論期日を傍聴しようとしたところ、同事件の裁判長裁判官が、原告らに対し、胸元に着用していた日章旗を表象したバッジ（以下「本件バッジ」という。）を取り外すよう要請し、かつ、取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったことが国家賠償法上違法であると主張して、被告に対し、国家賠償法1条1
10 項に基づき、それぞれ慰謝料等110万円及びこれに対する不法行為の日である令和3年4月20日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い事実並びに各項に掲げる証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

15 (1) 当事者等

ア 原告らは、大阪高等裁判所令和2年（ネ）第1866号事件（以下「別件訴訟控訴審」という。）について、令和3年4月20日に開かれた第2回口頭弁論期日（以下「本件期日」という。）以降の口頭弁論期日の傍聴をした者らである。

20 イ 清水響裁判官（以下「清水裁判官」という。）は、別件訴訟控訴審の裁判長裁判官である。

ウ 本件バッジは、国旗及び国歌に関する法律（平成十一年法律第二百二十七号）1条1項及び2項に定められた国旗たる日章旗を表象した金属製のバッジであり、その大きさは縦横各約1cmである。

25 (2) 別件訴訟（乙1～3）

別件訴訟は、大韓民国（以下「韓国」という。）の国籍を有する原告（以



5 下同人を「別件訴訟原告」という。)が、韓国人を誹謗中傷等する政治的見
解が記載されたと解される文書(以下「別件文書」という。)が勤務する会
社において大量に配布されてその閲読を余儀なくされたなどと主張し、上記
会社及びその代表取締役(以下上記会社及び上記代表取締役を「別件訴訟被
告ら」という。)に対して、不法行為に基づく損害賠償として3300万円
の支払などを求めた事件である(以下別件訴訟の第一審(大阪地方裁判所堺
支部平成27年(ワ)第1061号)を「別件訴訟第一審」という。)

10 (3) 別件訴訟第一審は、別件文書の配布について、その態様等がもはや社会的
に許容できる限度を超えるものといわざるを得ず、人格的利益を侵害して違
法である旨判断し、別件訴訟原告の請求を110万円の限度で認容する旨の
判決をした。

別件訴訟第一審の判決について、別件訴訟原告と別件訴訟被告らがいずれ
も控訴を提起した(大阪高等裁判所令和2年(ネ)第1866号事件)。

15 (4) 別件訴訟控訴審における措置等

ア 清水裁判官は、本件期日を含む別件訴訟控訴審における全ての口頭弁論
20 期日について、法廷警察権に基づき、本件バッジを含むメッセージ性のある
バッジを取り外さなければ入廷を認めないとの措置(以下「本件措置」
という。)を執り、裁判所書記官を通じて、各期日の開廷前、傍聴希望者
に対して、本件バッジを含むメッセージ性のあるバッジを取り外すように
求めた。

イ 原告らは、本件期日以降の口頭弁論期日において、開廷前には本件バッ
ジを着用していたが、本件措置が執られていたため、本件バッジを取り外
して入廷及び傍聴をした。なお、本件期日において開廷前に本件バッジを
着用していたのは、原告らのうち原告田畑及び原告日景のみである。

25 2 本件の争点は、(1)本件措置が国家賠償法上違法か、(2)損害の有無及び額であ
り、争点に関する当事者の主張は次のとおりである。



(1) 争点1 (本件措置が国家賠償法上違法か)

(原告らの主張)

5 ア 法廷警察権は、法廷における訴訟の運営に対する傍聴人等の妨害を抑
制、排除し、適正かつ迅速な裁判を実現するという目的のために行使され
るべきものであるから、裁判長裁判官が上記目的以外で法廷警察権を行使
10 することは許されない。また、法廷警察権の行使について裁判長裁判官に
一定の裁量があるとしても、その裁量を逸脱することが許されないことは
当然である。

10 イ 本件バッジは、縦横各約1cmと小さいものであり、本件期日の開廷前
に、傍聴希望者の中で本件バッジを着用していたのは原告田畑及び原告日
景のみであった。また、本件バッジは日章旗を表象したものであるとこ
ろ、その形状からして、日本国そのもの又は日本国の国旗を意味するもの
にすぎないのであるから、何らのメッセージ性も持たないか、仮にメッセ
15 ージ性を持つとしても、せいぜい着用者の日本国に対する敬意を表す程度
のものである。実際に、別件訴訟第一審においても、本件バッジの着用を
巡っては何らの問題も生じていなかった。そのため、原告らが本件バッジ
を着用して傍聴をしたとしても、法廷の秩序を害するおそれはなかったと
いえる。

20 一方、我が国は、法律をもって、日章旗を国旗と定めており、裁判所を
含む各国家機関等においても日章旗を掲揚していること等からも明らかな
ように、国旗は、国家の象徴及び国民のアイデンティティーの証として扱
われる重要なものである。また、本件バッジを着用することが、少なくと
も日本国に対する敬意を表すことは明らかであるから、本件バッジを外す
25 ように命ずることは、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる
外部的行為を求めることであり、原告らの思想及び良心の自由（憲法19
条）に対する制約となる。



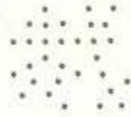
ウ したがって、本件措置は、適正かつ迅速な裁判の実現という法廷警察権の目的のために執られたものではない上、原告らの思想及び良心の自由を制約するものであるから、清水裁判官に認められた法廷警察権についての裁量を著しく逸脱しているといえ、国家賠償法上違法である。

5 (被告の主張)

否認し争う。

ア 法廷警察権の行使は、法廷の状況等を最も的確に把握し得る立場にあり、かつ、訴訟の進行に全責任を持つ裁判長の広範な裁量に委ねられて然るべきものというべきであるから、法廷警察権の行使の要否、執るべき措置についての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。そのため、法廷警察権に基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使ということとはできないものと解するのが相当である。

15 イ 別件訴訟第一審では、当事者の支援者と思われる傍聴希望者が着用していた本件バッジとは異なるバッジについて、法廷における着用の可否及び上記バッジのメッセージ性を巡って傍聴希望者間でいさかいが生じる事態にまで発展したことを受け、第12回口頭弁論期日以降の口頭弁論期日において、メッセージ性があるバッジを取り外さなければ入廷を認めないとの措置が執られたこと、別件文書を別件訴訟原告が勤務する会社で配布することの違法性等が争われた別件訴訟の事案の性質などからすれば、本件バッジのような特定の国家への帰属又は特定の民族を表象するバッジについても、法廷における着用の可否及びそのメッセージ性を巡って別件訴訟控訴審において傍聴希望者間でいさかいが生じる可能性が認められ、本件
20 バッジの着用を禁止しなければ法廷の秩序が害されるおそれがあったといえる。
25



ウ したがって、清水裁判官が本件措置を執ったことについて、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるといえるような特段の事情がないことは明らかであるから、本件措置が国家賠償法1条1項に定める違法な公権力の行使であるということとはできない。

5 (2) 争点2 (損害の有無及び額)

(原告らの主張)

ア 上記(1)で主張したとおり、原告らは、本件措置により、自らのアイデンティティーを否定されるとともに、思想及び良心の自由を制約された。これにより原告らが受けた精神的苦痛を慰謝する金額は、それぞれ100万円を下らない。

10

イ 上記アの1割であるそれぞれ10万円は、弁護士費用相当額の損害として認められるべきである。

(被告の主張)

否認し争う。

15 第3 当裁判所の判断

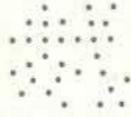
1 認定事実 (前提事実、乙第1号証から第3号証まで及び弁論の全趣旨により認定した。)

(1) 別件訴訟の争点は、別件訴訟被告らが別件文書を配布した行為が違法であるかなどであった。別件訴訟第一審の口頭弁論期日が開かれる日には、別件訴訟原告及び別件訴訟被告らそれぞれの支援者を含めた傍聴希望者が大阪地方裁判所堺支部に多数来庁し、傍聴券発行手続が行われた。

20

(2) 平成29年12月14日の別件訴訟第一審の第9回口頭弁論期日頃から、別件訴訟原告の支援者は、韓国人等を誹謗中傷する行為を阻止する旨の意思を表明するものと解される「STOP! HATE HARASSMENT」の文字などがデザインされた缶バッジを着用して訴訟手続を傍聴するようになった。

25



(3) 別件訴訟第一審の第10回口頭弁論期日においても、別件訴訟原告の支援者が上記缶バッジを着用したのに対し、別件訴訟被告らの支援者が富士山及び太陽が描かれた缶バッジを着用したという事態が生じた。この事態に対し、別件訴訟第一審の裁判長裁判官（以下「裁判長裁判官」という。）は、
5 裁判所職員を通じ、裁判所の敷地内ではメッセージ性を有するバッジを取り外すよう要請し、別件訴訟原告の支援者及び別件訴訟被告らの支援者は、それぞれ着用していた缶バッジを外した。

(4) 別件訴訟第一審の第11回口頭弁論期日の開廷前、裁判所の敷地内に設けられた傍聴券発行場所において、別件訴訟被告らの支援者がブルーリボンバッジ（朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された日本人の救出を求める国民運動の象徴として製作されたバッジを意味する。）を着用していたところ、別件訴訟原告の支援者が、別件訴訟被告らの支援者に対し、不公平であるなどとしてブルーリボンバッジを取り外すよう求めるといういさかいが生じた。裁判長裁判官は、ブルーリボンバッジはメッセージ性のあるバッジに
10 含まれるとして、裁判所職員を通じ、ブルーリボンバッジを取り外すよう要請し、ブルーリボンバッジを着用していた者は、これを取り外した。

(5) 裁判長裁判官は、その後も、別件訴訟第一審の口頭弁論期日の開廷前に、ブルーリボンバッジを含むメッセージ性のあるバッジを取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執った。

20 2 争点1（本件措置が国家賠償法上違法か）について

(1) 法廷警察権は、法廷における訴訟の運営に対する傍聴人等の妨害を抑制、排除し、適正かつ迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすために裁判長に付与された権限である。しかも、裁判所の職務の執行を妨げたり、法廷の秩序を乱したりする行為は、裁判の各場面においてさまざまな形で現れ得るものであり、法廷警察権は、各場面において、その都度、これに即応して
25 適切に行使されなければならないことに鑑みれば、その行使は、当該法廷の



状況等を最も的確に把握し得る立場にあり、かつ、訴訟の進行に全責任を持つ裁判長の広範な裁量に委ねられて然るべきものというべきであるから、その行使の要否、執るべき措置についての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。

5 したがって、法廷警察権に基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使ということではできないものと解すべきである（最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89頁参照）。そして、法廷警察権の上記趣旨に鑑みれば、裁判長は、開廷前であっても、法廷の秩序を維持するために必要な措置
10 を執ることができるものと解される。

(2) 認定事実(2)～(4)のとおり、別件訴訟第一審において、別件訴訟原告及び別件訴訟被告らを支援する傍聴希望者が、それぞれ自らが支持する立場や考えを表明するバッジを着用して口頭弁論期日を傍聴しようとしたことによつて、対立が顕在化し、第11回口頭弁論期日の開廷前には、ブルーリボンバッジの着用を巡って傍聴券発行場所において現実に傍聴希望者間でのいさか
15 いが生じていたことが認められる。このような別件訴訟第一審の傍聴希望者のバッジ着用を巡る経緯に照らせば、別件訴訟控訴審においても、傍聴人が法廷において、別件訴訟原告又は別件訴訟被告らの方立場を支持する又は反対する内容のメッセージ性のあるバッジを着用し、その着用の可否をめぐ
20 って法廷内で混乱が生ずることは、適正な審理を実現するために排除しなければならない状況にあったといえる。

そうであるところ、上記の別件訴訟第一審の傍聴希望者のバッジ着用を巡る経緯のほか、別件訴訟被告らが別件文書を配布した行為が違法であるかという別件訴訟の争点及び上記争点について別件訴訟原告と別件訴訟被告らとの間で激しい主張のやり取りがされ、双方が別件訴訟第一審の判決を不服と
25



して控訴し、控訴審に係属していたという別件訴訟の審理の状況などに照らせば、別件訴訟控訴審の法廷において傍聴人が本件バッジを着用する行為は、我が国の国籍や民族的出自を有することを単に表明するにとどまらず、別件文書の配布行為が違法であるとする別件訴訟原告の意見に対する批判的な意思や、別件文書の配布行為が違法ではないとする別件訴訟被告らの意見に賛同する意思を表明すると解される行為であるといえることができる。

上記のような事情を踏まえると、別件訴訟第一審において本件バッジの着用を巡っていさかいが生じていなかったことなど、原告らの指摘する事情を考慮しても、別件訴訟控訴審において、清水裁判官は、本件バッジの着用を巡るいさかいの発生を未然に防止し、適正かつ迅速な裁判を実現するという目的のために法廷警察権を行使して本件措置を執ったものと認められ、かつ、本件措置がその方法として著しく不当であるとは認められない。

(3) 以上によれば、本件措置が国家賠償法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使であるとは認められない。

15 第4 結論

以上によれば、その余の点につき検討するまでもなく、原告らの請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第22民事部

20 裁判長裁判官 松 本 展 幸

25 裁判官 寺 田 幸 平



5

裁判官 加 藤 雄 大